

「政務活動費の手引」改正案、協議内容一覧表

(第9回議会改革推進会議:H29.2.6)

協議項目	初校案の内容	第2校案に記載予定の内容	手引案ページ	備考(会議で出された意見等)
1 共通按分率の適用	・政務活動及びそれ以外の議員活動が混在する場合、政務活動1/2 ・政務活動、それ以外の議員活動及び私的活動が混在する場合、政務活動1/4	・政務活動の実態に応じて按分する	-	※共通按分率は使用実態で按分することができない場合の充当限度を示すものとして適用する。
2 充当の整理期間	現金主義として支出した年度によって区分整理する	削除	3	※県の会計年度の原則と同様にその年度の政務活動に要した費用を充てることとする。
3 支給方法	従前どおり、会派2万円、議員28万円	初校案のとおり	6	
4 交付方法	従前どおり、先払い(4半期ごと)	初校案のとおり	18	
5 視察先への手土産代	社会通念上、適正な範囲内で充当可	充当不可	10	
6 調査委託費	配偶者・三親等以内の親族及び同一生計の者を相手方とする調査委託は認めない	配偶者・三親等以内の親族又は同一生計の者を相手方とする調査委託は認めない	9	※初校案の「及び」を「又は」に修正する。
7 大学院の授業料の充当	記載なし	初校案のとおり	—	※議員の説明責任に任せる。 ※充当は認めるべきではない。
8 会議開催の飲食費等	会議開催時等の飲食費は認めない。ただし、社会通念上妥当と考えられる茶菓に限り認める	会議開催時等の飲食費は認めない。ただし茶代に限り認める。 (注)選挙期間中のペットボトルの提供は不可	11	※公職選挙法の「湯茶等通常程度の茶菓の提供」と合わせる。
9 書籍名の記載	領収書等に書籍名の記載がない場合には、表紙の写し等を添付すること	領収書等に書籍名の記載がない場合には、書籍名がわかるよう一覧表や表紙の写し等を添付すること	11	※書籍名がわかるような手段を講じることがわかる記載とする。
10 事務所の賃貸料(親族からの賃貸制限)	自己所有物及び配偶者又は3親等以内の親族、生計を一にしている者の所有物件への充当は認めない	初校案のとおり	12	※一部、会派では再確認したいので保留との意見があった。
11 事務所の賃貸料(関連会社からの賃貸制限)	自己、配偶者又は3親等以内の親族、生計を一にしている者の経営する法人の所有物件への充当は認めない	議員・もしくは生計を一にしている者が代表者・役員等の場合は当該法人への充当は認めない。ただし、当該法人が宅地建物取引業の許可を得て業としている法人に該当するものについてはこの限りでない	12	※一部、会派では再確認したいので保留との意見があった。
12 自動車のリース代	自動車のリース代にかかる経費の按分は ◆私的活動と併用して使用する場合1/4 ◆議員活動専用で使用する場合1/2	自動車のリース代にかかる経費の按分は政務活動に使用した実態に応じて按分する	14	※共通按分率は使用実態で按分することができない場合の充当限度を示すものとして適用する。 ※充当は廃止すべきである。
13 備品の定義	備品は1件当たり購入価格3万円以上の物品とし	削除	-	※備品台帳には3万円以上の備品を記載するとの注記を入れる。
14 雇用職員の人件費充当制限	次の場合は県民から不信を招くことのないよう、政務活動費の充当を自粛する。 ◆配偶者、3親等以内の親族及び同一生計者への人件費 ◆自己、配偶者、3親等以内の親族、及び同一生計者が経営する法人職員への人件費	・生計を一にする者は、特に県民の誤解を招く恐れがあるので、政務活動費を充当することができない ・自己及び生計を一にする者が経営する法人職員への人件費は充当しない	16	※雇用状況報告書や雇用契約書の提出により透明化が図られるので、左記の記載で問題はない。
15 雇用状況報告書への添付書類	雇用状況報告書に、雇用契約書・賃金台帳・租税関係書類・社会保険関係書類を添付してください	雇用状況報告書に、雇用契約書・賃金台帳を添付してください(租税関係書類と社会保険関係書類は任意提出とする)	16	※租税関係、社会保険関係書類は該当がない場合もあるので任意提出とする。